

大阪市告示第1184号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年9月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年9月4日（金）	
	令和8年9月5日（土）	午前8時15分から 午後9時まで
	令和8年9月6日（日）	午前8時15分から 午後7時30分まで
	令和8年9月7日（月）から 同月9日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年9月11日（金）	
	令和8年9月12日（土）	午前8時15分から 午後9時まで
	令和8年9月13日（日）	午前8時15分から 午後7時30分まで
	令和8年9月14日（月）から 同月16日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年9月18日（金）	
	令和8年9月19日（土）	午前8時15分から 午後9時まで

令和 8 年 9 月 20 日（日）	午前 8 時 15 分から 午後 7 時 30 分まで
令和 8 年 9 月 21 日（月）から 同月 23 日（水）まで	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 8 年 9 月 25 日（金）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 8 年 9 月 26 日（土）	午前 8 時 15 分から 午後 9 時まで
令和 8 年 9 月 27 日（日）	午前 8 時 15 分から 午後 7 時 30 分まで
令和 8 年 9 月 28 日（月）から 同月 30 日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）